

事案調書(決定会議)

審議日 令和3年1月27日

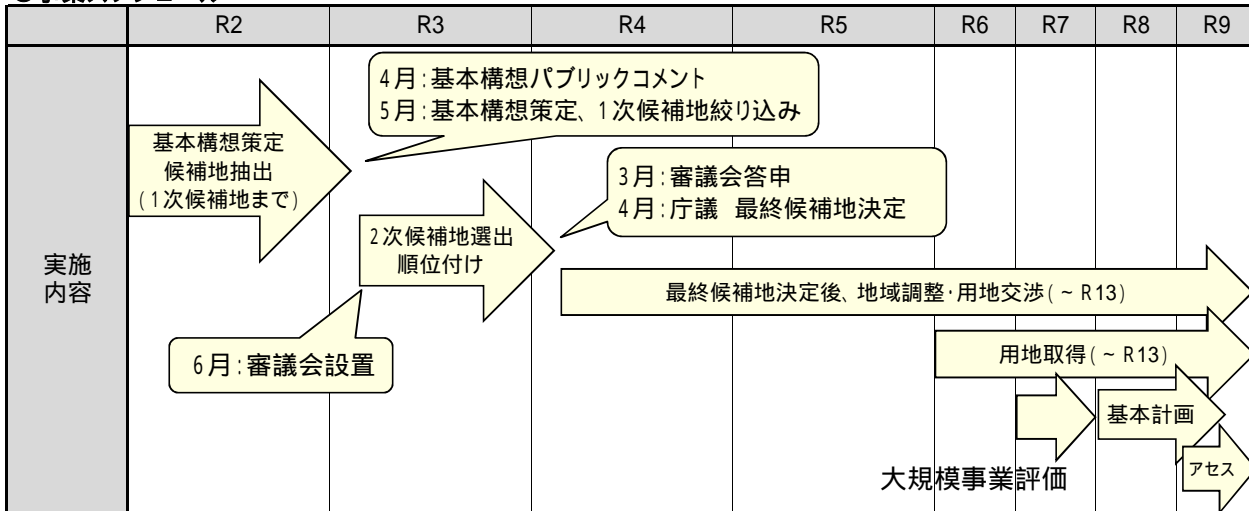
案件名	次期一般廃棄物最終処分場整備事業にかかる基本構想の策定及び候補地選定の進め方について						
所管	環境経済	局 区	資源循環	部	清掃施設	課 担当者	内線
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	○基本構想の策定について 構想には、施設整備方針、施設規模(計画埋立容量、埋立面積、敷地面積)、整備スケジュール、概算工事費(参考数値)を盛り込む ○候補地選定の進め方について(審議会の設置)						
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり、上部会議に付議する。						

事案概要 / 事業の実施期間

現在供用中の一般廃棄物最終処分場第2期整備地が令和19年度途中で埋立終了となる見込みであるため、埋立が終了する前に次期一般廃棄物最終処分場を整備する必要がある。
 整備に当たっては、候補地選定及び用地取得・基本計画・環境影響評価・都市計画決定等が必要なため、施設規模や整備スケジュールをまとめた基本構想を策定した上で、特に用地取得にかかる費用や必要な期間は最終候補地の場所によって左右されることから、候補地選定を速やかに実施していくもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール



○事業経費・財源 (R6以降は、概算の事業費(主に用地取得費)を参考として掲載)

(千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
事業費(衛生費)		12,748			432,400	432,400	450,924	446,876
うち任意分		12,748			432,400	432,400	432,400	432,400
特財								
国、県支出金	1/3	0			0	0	6,174	4,825
地方債	用地費100%	0			432,400	432,400	432,400	432,400
その他		0			0	0	0	0
一般財源		12,748			0	10,000	12,350	9,651
うち任意分		12,748			0	10,000	0	0
捻出する財源		0			0	0	0	0
一般財源拠出見込額		12,748			0	10,000	12,350	9,651

捻出する財源概要...

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A	0	1	1	7	7	7	7
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	1	1	7	7	7	7

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	規則	制定あり	議会提案時期	なし	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり		時期	令和3年4月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業及び庁議資料の内容について 調整済
財政課	事業経費について 説明済
職員課	審議委員報酬について 調整済
総務法制課	審議会規則の制定について 調整済
区政推進課	候補地選定の進め方について 説明済
市民協働推進課	審議委員候補について 説明済
情報公開課	審議会設置について 事前協議済
人権・男女共同参画課	審議委員の女性登用割合について 事前協議済
廃棄物政策課	事業内容について 調整済

備考	
調整会議 結果	<p>・主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の仮置場が通常のごみ処理に影響を与えるものではないとの理解でよいか。その通りである。通常のごみ処理と災害廃棄物仮置き場は別のものとして考えている。 ○ 埋立期間の15年間は何によって定められたのか 環境省指針で新たに設置する最終処分場の埋立期間は15年間を目安とすることが示されており、国庫補助対象と出来る埋立期間が15年と考えている。 ○ オープン型とクローズド型の特徴とそれぞれの優位性は何か。 クローズド型はイニシャルコストが高いが、埋立地に雨水が浸透することなく処理可能であることや近隣への景観等に優位性がある。オープン型はコストを抑えることが最大のメリットである。 ○ クローズド型を採用した場合、埋め立て期間を延長することは可能か 建屋があることから難しいと考える。 ○ 必要職員は7名で対応できるのか。 今の段階では詳細な数値の想定は出来ていない。尚、7名の内、化学職が1名必要との想定をしているが、事業を進める中で必要人員を精査していきたい。 ○ 北清掃工場と南清掃工場を採用している焼却方式が違うのはなぜか。 南清掃工場の建て替え当時、国の施策より環境基準が厳しく、環境性能の高い流動床式ガス化溶融炉方式の採用が国の補助基準であった。現在は両方式ともに環境性能が向上し、北清掃工場採用している全連続燃焼式ストーカ炉方式でも国の補助基準は満たしている。今後の南清掃工場建て替え時のストーカ炉採用も想定し、ごみの最大排出量を計算の上で埋立容量を計算している。 ○ 行財政構造改革プランとの整合性をとる必要性がある。令和9年度以降の費用概算も含めて財政課とよく調整してほしい。 <p>・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原案のとおり、上部会議に付議する。

1 次期一般廃棄物最終処分場基本構想

背景及び目的

現在供用中の最終処分場が令和19年度途中で埋立終了となる見込み

⇒ 埋立が終了する前に次期一般廃棄物最終処分場を整備する必要がある。

現在の処分場は昭和50年代に用地取得した場所に整備し、平成20年から供用開始。

⇒ 今回は整備する候補地の選定を行い、用地取得を行う必要がある。

次期一般廃棄物最終処分場の整備に当たっては、候補地選定、用地取得、環境影響評価、都市計画決定など様々な手続きが必要なため、施設規模や整備スケジュール等を整理し、施設整備に向けた取組を進める。 ⇒ **基本構想の策定**

位置づけ

一般廃棄物処理基本計画

「相模原市一般廃棄物処理基本計画」を上位計画とし、その他、関連する廃棄物処理に係る計画と整合を図る。

一般廃棄物処理実施計画

分別収集計画

循環型社会形成推進地域計画

次期一般廃棄物最終処分場基本構想

1

施設整備方針

【埋立期間】 **令和19年度から令和33年度までの15年間**

「廃棄物最終処分場の性能に関する指針(平成14年11月改訂/環境省)」に基づき、15年間の埋立期間とする。

【埋立対象物】 **将来の清掃工場の処理方式を想定して設定**

埋立期間における想定 of 処理方式から排出される廃棄物とする。

【埋立容量】 **埋立対象物の推計に災害廃棄物量・覆土量を加えた埋立容量**

人口、ごみ排出量、中間処理量及び最終処分量を予測し、災害廃棄物量と覆土量を見込んだ埋立容量とする。

施設規模の決定フロー

1 埋立廃棄物量

- (1) 清掃工場の処理方式の想定
- (2) 将来推計

2 埋立容量・埋立面積

- (1) 埋立廃棄物量
- (2) 災害廃棄物量・覆土量
- (3) 埋立面積

3 敷地面積

- (1) 関連施設
- (2) 災害廃棄物仮置場

2

施設規模

1 埋立廃棄物量

(1) 清掃工場の処理方式の想定

次期最終処分場の埋立期間 **令和19年度 ~ 令和33年度**

北清掃工場の稼働 令和18年度まで ⇒ **令和19年度から次期北清掃工場の稼働を想定**

南清掃工場の稼働 令和26年度まで ⇒ **令和27年度から次期南清掃工場の稼働を想定**

パターン	清掃工場（焼却処理方式）	埋立対象物
①	現状のごみ処理システムを継続 北清掃工場：全連続燃焼式ストーカ炉 南清掃工場：流動床式ガス化溶融炉	北清掃工場：焼却灰、ばいじん 南清掃工場：溶融飛灰、溶融スラグ等
②	南清掃工場を溶融 ⇒ 焼却 北清掃工場：全連続燃焼式ストーカ炉 南清掃工場：全連続燃焼式ストーカ炉 (※建設費が低コストで導入実績が多い)	北清掃工場：焼却灰、ばいじん 南清掃工場 R19～R26：溶融飛灰、溶融スラグ等 R27～R33：焼却灰、ばいじん

(2) 将来推計

「一般廃棄物処理基本計画」でR9までの将来推計を実施した手法を踏襲

人口やごみ排出量の予測から中間処理量及び最終処分量を算出し、埋立期間における埋立廃棄物量を推計する。

パターン①：282,571t パターン②：308,414t と推計

3

2 埋立容量・埋立面積

(1) 埋立廃棄物量 ⇒ 1 埋立廃棄物量推計で算出

(2) 災害廃棄物量・覆土量 ⇒ 災害廃棄物量：埋立廃棄物量の10%(重量比)とする。

覆土量：埋立処分量の1/3(重量比)とする。

パターン① 埋立対象物	埋立量		パターン② 埋立対象物	埋立量	
	(t)	(m ³)		(t)	(m ³)
廃棄物量	282,571	229,549	廃棄物量	308,414	229,812
焼却灰	30,949	18,205	焼却灰	125,877	74,045
飛灰	39,383	35,163	飛灰	67,451	60,224
溶融飛灰	67,558	60,320	溶融飛灰	36,646	32,720
溶融スラグ	76,854	48,034	溶融スラグ	41,646	26,029
不適物	67,827	67,827	不適物	36,794	36,794
災害廃棄物量	28,257	28,195	災害廃棄物量	30,841	30,774
覆土量	103,609	74,006	覆土量	113,085	80,775
合計	414,437	331,750	合計	452,340	341,361

推計量が大きいパターン②を計画埋立容量に採用 341,400m³とする。

(3) 埋立面積 ⇒ 計画埋立容量が同程度の事例を参照、平均埋立高10mで算出

	A	B	C	D	E	F	平均	
埋立容量	m ³	340,000	340,350	341,850	343,000	345,150	345,900	—
埋立面積	m ²	45,000	49,000	29,600	30,000	32,840	29,000	—
平均埋立高	M	7.56	6.95	11.55	11.43	10.51	11.93	9.99

計画埋立容量341,400m³ ÷ 平均埋立高10m ≒ 埋立面積34,200m² とする。

4

3 敷地面積

(1) 関連施設 ⇒ 必要面積の積上げ

最終処分場に必要の浸出水処理施設や防災調整池、場内の管理道路と開発行為における緑地の面積を踏まえて、敷地面積を算出する。

項目	必要面積	算定方法等
浸出水処理施設	3,700㎡	近傍地である横浜市の雨量や日照時間を参照
防災調整池	6,000㎡	集水面積、放流水路形状を想定して算出
場内管理道路	4,000㎡	埋立地外周800m × 道路幅員の想定5.0m
緑地	20,600㎡	開発基準条例の面積割合の上限 30%
合計	34,300㎡	

(2) 災害廃棄物仮置場 ⇒ 市災害廃棄物処理基本計画の災害廃棄物発生量から算出

近年の激甚災害への対応策として、災害廃棄物用の仮置场面積を含める。

災害廃棄物発生量から要埋立処分量を算出し、積上高5mで算出

種別	全量	半量	焼失(木造)	焼失(非木造)	合計(t)	合計(m)
可燃物	2,082	1,283	25	6	3,366	3,366
不燃物	71,812	44,891	15,997	1,166	133,866	121,696
柱角材	769	481	0	0	1,250	1,250
計	74,633	46,655	16,022	1,172	138,482	126,312

要埋立処分量126,312m³ ÷ 積上高5m = **25,300m²**とする。

$$\begin{array}{rclcl} \text{埋立面積} & + & \text{関連施設} & + & \text{仮置場} & = & \text{敷地面積} \\ 34,200\text{m}^2 & + & 34,300\text{m}^2 & + & 25,300\text{m}^2 & = & \mathbf{93,800\text{m}^2} \text{とする。} \end{array}$$

概算工事費

単位: 億円

概算工事費 (税抜)	オープン型最終処分場(開放型)			クローズド型最終処分場(被覆型)		
	計	交付対象	交付対象外	計	交付対象	交付対象外
施設整備費	78.5	62.8	15.7	88.8	71.0	17.8
内訳 交付金	20.9	20.9	0	23.7	23.7	0
市債	49.5	37.7	11.8	55.9	42.6	13.3
一財	8.1	4.2	3.9	9.2	4.7	4.5

※ 用地費・補償費・その他調査費が別途必要。

※ オープン型はイニシャルコストが安く、拡張性が高い。クローズド型はランニングコストが安く、密閉性に優れている(⇒最終候補地の場所・地形などに応じて決定していく)。

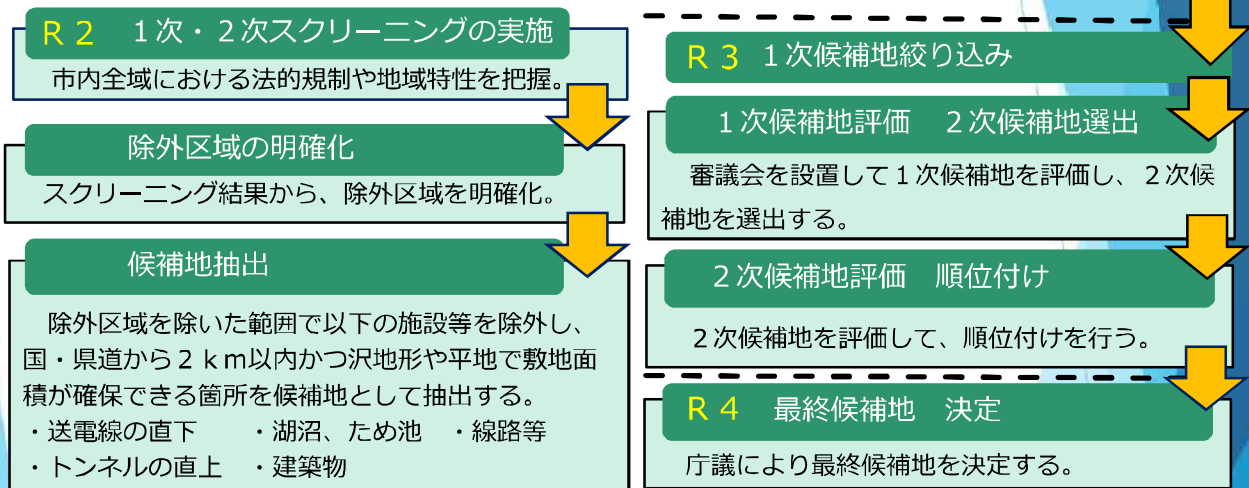
スケジュール

令和 3年度 ~ 13年度	候補地選定、地域説明、用地取得
令和 8年度	基本計画
令和 9年度 ~ 13年度	環境影響評価
令和11年度 ~ 13年度	都市計画手続き
令和12年度	基本設計
令和14年度 ~ 15年度	実施設計、設置届出
令和16年度 ~ 18年度	建設工事

2 候補地選定

一般的な流れ

- ① 市内全域から法的規制や自然環境保全、防災面、文化財保護など地域特性を把握し、整備できない箇所を除外区域として明確化する。
- ② 除外区域を除く範囲において、基本構想で算出した敷地面積を確保できる場所を抽出。
- ③ 有識者会議等で評価して順位付けを行った後、庁内で決定。



上記スクリーニングを実施して除外区域を明確化したところ、敷地面積が確保できる場所を抽出することが困難

⇒ **法規制等の中で解除することが比較的容易なものや、対策を行うことで整備可能な区域を立地可能区域として、候補地を抽出する。**

立地可能区域・除外区域

- 1次スクリーニング：廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領に基づく法規制等
2次スクリーニング：1次スクリーニングのほか、近年の整備事例で除外としている法規制等

		大区分	地域区分	用地区分
立地可能	1次	土地利用規制	都市区域	市街化区域、市街化調整区域、用途地域、景観計画区域
			農業地域	生産緑地地区、農地・採草放牧地
			森林	民有林
	自然環境保全	自然環境	首都圏近郊緑地保全区域	
2次	防災		土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区	
除外	1次	土地利用規制	都市区域	史跡・名勝・天然記念物、工業用地、市街地再開発事業区域、土地区画整理事業区域、その他市整備計画区域
			農業地域	農業振興地域内の農用地
			森林	国有林、保安林
		自然環境保全	自然公園	国立及び国定公園、都道府県立公園、都市公園
	自然環境保全地区		特別緑地保全地区、鳥獣保護区特別保護地区、自然保全地域、保存樹林	
	防災面		河川区域、砂防指定地区、急傾斜地崩壊危険地域	
	2次	防災		活断層、浸水想定区域
		文化財保護		埋蔵文化財
その他			市整備計画、米軍関連施設	

天然記念物は生息若しくは生育の可能性を示す区域が広範囲で指定されているため、審議会で判断いただく。

審議会の設置

次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会

設置目的：次期一般廃棄物最終処分場の候補地選定に当たり、各時点における評価項目や評価方法を整理し、候補地の順位付けを行う。

設置根拠：次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会規則

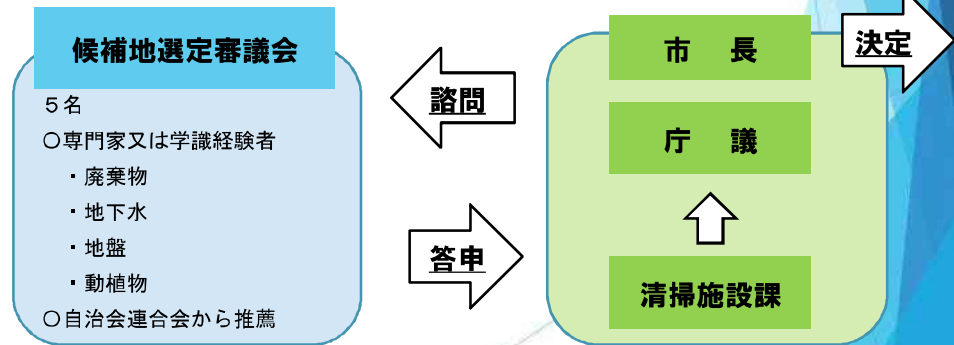
設置期間：令和3年6月1日から約1年間

委員構成：「廃棄物」「地下水」「地盤」「動植物」の専門家若しくは学識経験者、市自治会連合会から推薦された者の5名で構成

会 議：非公開

委員公募：なし

審議会イメージ



事案調書(決定会議)

審議日 令和3年1月27日

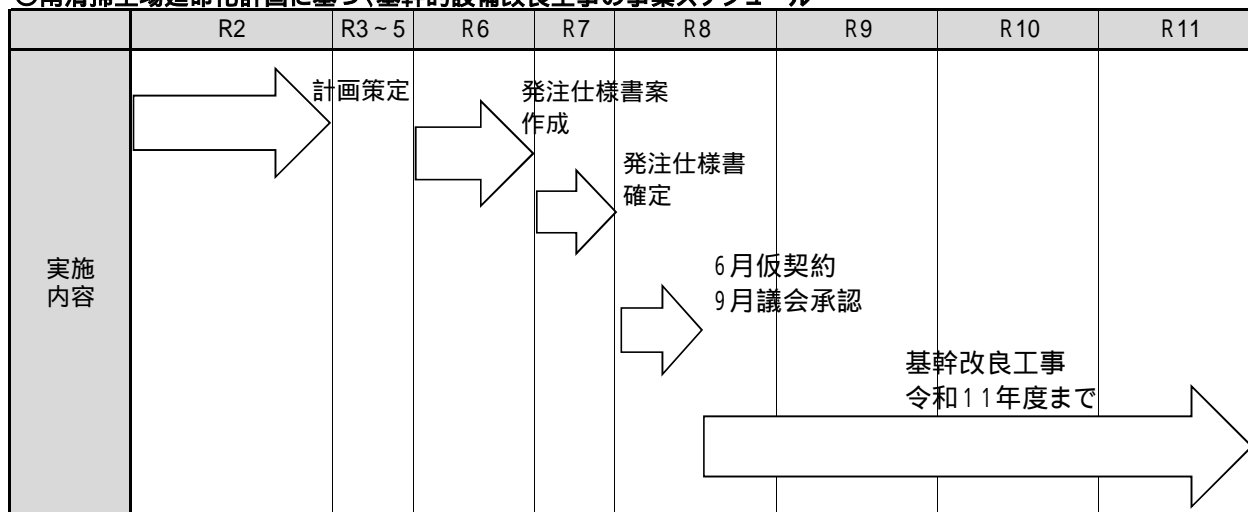
案件名	南清掃工場延命化計画の策定及び同計画に基づく基幹改良工事の実施について						
所管	環境経済	局区	資源循環	部	清掃施設	課担当者	内線
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南清掃工場の延命化計画の策定 ○ 延命化計画に基づく南清掃工場の基幹的設備改良工事の実施 						
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり、上部会議に付議する。						

事案概要 / 事業の実施期間

R11年度末に20年の耐用年数を満了する南清掃工場について、R12年度からR26年度までの15年の延命化をはかるため、延命化計画を新たに策定した上で、同計画に基づき、R8年度からR11年度にかけて基幹的設備改良工事を実施していくもの(工事の発注仕様書はR6に策定)。
延命化計画自体は、H26年度に策定した一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)長寿命化計画を改訂し、同計画内に盛り込む手法で策定する。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○南清掃工場延命化計画に基づく基幹的設備改良工事の事業スケジュール



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R3~5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(衛生費)			10,000		0	1,864,000	3,149,000	4,917,000
うち任意分								
特財								
国、県支出金	1/3		3,333			265,000	510,000	350,000
地方債	補助事業90% 単独事業75%					1,279,000	2,132,000	3,530,000
その他								
一般財源			6,667		0	320,000	507,000	1,037,000
うち任意分								
捻出する財源								
一般財源拠出見込額			6,667		0	320,000	507,000	1,037,000

捻出する財源概要...

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R3~5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A				2	2	2	2
局内で捻出する人工	B				0	0	0	0
必要な人工	C=A-B				2	2	2	2

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期	令和8年9月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
南清掃工場	延命化計画の策定と基幹的設備改良工事について 調整済
財政課	長寿命化総合計画及び計画に基づく予算要求について 説明済
市民協働推進課	南清掃工場の全休炉期間 説明済
職員課	必要人工について 説明済
経営監理課	事業費について 調整済
契約課	契約方法について 説明済

備考	
調整会議 結果	<p>・主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理施設の長寿命化計画が策定された当時、南清掃工場の延命化計画が策定されていない理由は何か。 南清掃工場は竣工して間もなく延命化を検討する時期では無かったため策定していなかった。今回、延命化を実施するに当たり策定することとなったもの。 ○ 延命化と施設更新の費用の比較説明をわかりやすく整理しておいていただきたい。 ○ 施設更新とした場合の建設費算出根拠は何か。 炉の方式に関係なく、直近での他市の建設事例を採用し、処理能力1トン当たりの建設費を7,500万円としている。 ○ 契約方式は入札か随意契約か 焼却炉には様々な特殊技術があり、設置した業者が行うことが補修の基本となる。また、補修後の性能保証も設置業者にしか担保できないことから、随意契約とする予定。 ○ 今回の修繕により、蒸気の有効活用が可能となり発電量が増えると説明があったが、金額での効果はどのくらいか。 5,000万円程度を指定している。しかし、今後は売電単価が下がってしまうことが決定しているため、発電した電気を他の公共施設で利用するなど、効率が良い方法を検討していきたい。 <p>・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原案のとおり、上部会議に付議する。

長寿命化総合計画

施設保全計画

施設の性能を長期に維持していくために日常的・定期的に行う作業計画。設備機器の更新周期の延伸を図るもの。**随時更新**。

主要設備・機器の選定、保全方式、健全度、修繕履歴から点検や修繕スケジュールを整理する。(機器別管理総括表の作成)

延命化計画

適切な保全計画の運用に努めてもなお生ずる性能の低下に対する、基幹的設備の改良などの実施に向けた計画。**大規模工事实施の根拠**

延命化目標年数の設定、性能水準の設定、工事項目の整理、**延命化工事と施設更新の目標年数までの廃棄物処理LCC**(事業費と点検補修費の合計)を**比較**し、有利な手法を選択する。

1 南清掃工場の延命化計画の策定

稼働年数を**35年間**とし、**令和26年度末まで稼働**させる。

廃棄物処理施設の一般的な耐用年数が20～25年
 流動床式ガス化溶融炉はストーカ炉より炉温が高く、耐火物の損耗が大きい。
 ⇒ 耐用年数20年と延命化工事で15年、合わせて35年とする。

		検討期間 (R3～26)	
		延命化	施設更新
廃棄物処理LCC	延命化工事費 ①	9,929,700 (7,171,834)	
	建設費 ②		27,406,500 (19,795,027)
	点検補修費 ③	28,489,385 (17,882,609)	29,603,601 (18,136,692)
	価値 現施設	0	
	新施設 ④		10,962,600 (4,276,753)
合計 (①+②+③-④)		38,419,085 (25,054,443)	46,047,501 (33,654,966)

- ※ 廃棄物処理LCCの比較は、()内の社会的割引率を考慮した額で算出する。 単位(千円)
 $33,654,966 \text{千円} - 25,054,443 \text{千円} = 8,600,523 \text{千円}$
- ※ 社会的割引率とは、現在の貨幣価値が将来的に下がることを想定したものであり、長い事業期間における全体の事業費算出の際には、社会的割引率を考慮して算出することとされている。
 公共事業は年4%ずつ下がるものと想定して算出する。

延命化工事では99.3億円必要となるが、施設更新と比較して86億円有利となるため、延命化工事を実施する。

2 延命化計画に基づく南清掃工場の基幹的設備改良工事の実施

稼働年数

平成22年度から令和26年度までの35年間(15年の延命化)

実施時期

令和8年度から11年度までの4年間。ごみ処理を継続しながら実施する。

対象機器・設備(考え方)

通常の維持管理では更新できない部分を対象とし、35年間稼働させるために必要な範囲とする。

二酸化炭素排出量の削減などSDGs(ゴール7・9・11)に貢献

財源

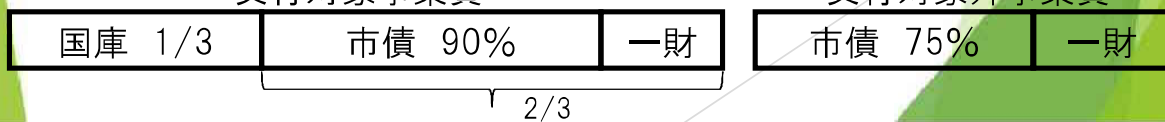
二酸化炭素排出量の削減に寄与する部分が交付対象

交付金：(環境省)循環型社会形成推進交付金 交付率1/3

市債：一般廃棄物処理事業債 交付対象90% 交付対象外75%

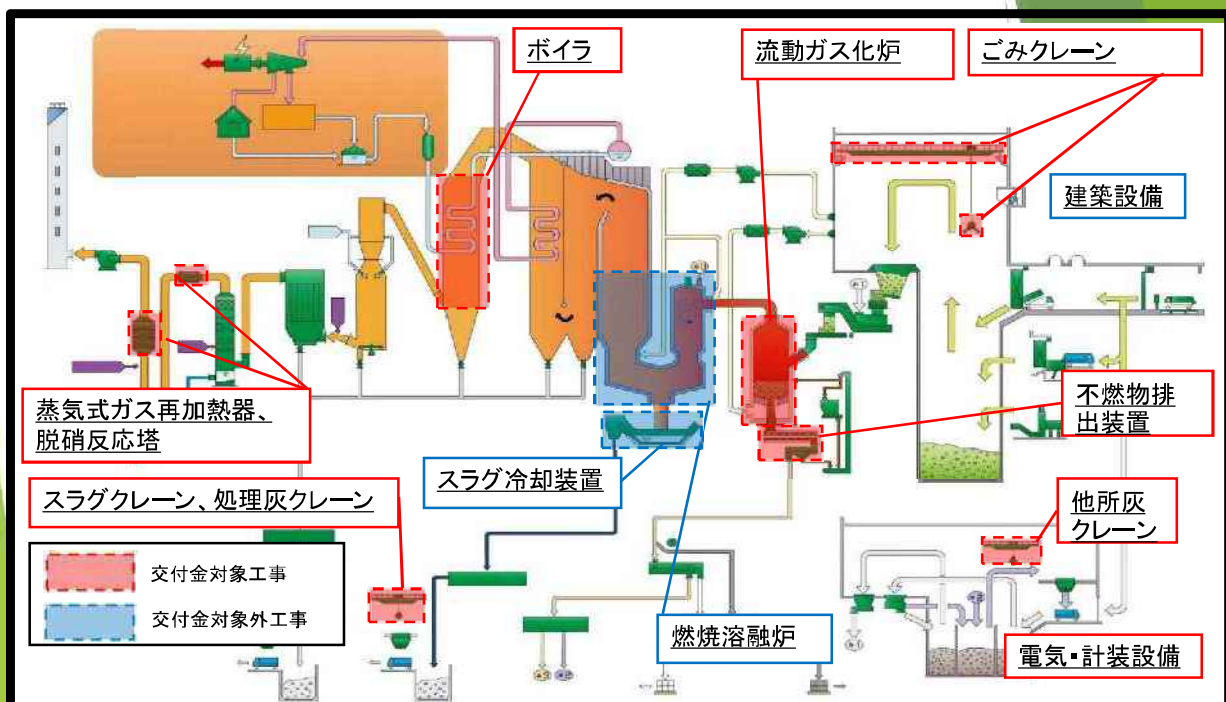
一般財源

財源イメージ



3

主な工事対象機器・設備



4

概算工事費用(年度別) (単位:百万円)

年度		合計	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
事業費			設計	工事		
設計・工事費		9,930	0	1,864	3,149	4,917
財源内訳	交付金	1,125	0	265	510	350
	起債	6,941	0	1,279	2,132	3,530
	一般財源	1,864	0	320	507	1,037

売電収入について

蒸気使用量の低減や省エネ機器への更新を行い、売電量が約500kW/h増加する。
 ⇒ 約5,000万円/年の売電収入増が見込まれ、FIT期間が終了する令和12年度以降の売電収入の減額を約3,500万円に抑えることができる。

- ※ FITとは固定価格買取制度のことであり、南清掃工場の発電の内、生ごみ等の生物資源を焼却したことが由来となる発電量についてはFIT制度を活用し、令和11年度までは1kW当たり17円(税抜)で売電している。令和12年度以降はFIT期間が終了することから、その後はFIT制度に該当しない売電価格(1kW当たり11.5円)で見込んだ場合、約8,500万円の減額となる見込みである。
- ※ FIT終了後は、発電した電力を他の公共施設に送電する自己託送制度を活用するなど、エネルギーの地産地消について検討していく。

5

契約手法

設計施工メーカーへの一者随意契約を想定

理由

- 設計施工メーカーの特許や独自技術に係る設備を改良し、性能を保証させる必要がある。
- 工事は既存設備と密接に係り、既存設備を熟知していなければ適正、安全に工事を進められない。

※ 事業費の妥当性の検証は他市事例を参考に、設備ごとに価格の検証を行う。

スケジュール

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
実施内容	発注仕様書作成支援業務委託	発注仕様書作成	入札契約	設計・工事		

※合わせて、北清掃工場の施設更新に向けた取組を進める。R3基本方針策定予定

6

事案調書(決定会議)

審議日 令和3年1月27日

案件名	鵜野森交差点周辺地区(鵜野森A・B・C・D地区)の土地利用構想について							
所管	都市建設	局区	まちづくり事業	部	都市整備	課	担当者	内線
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	<p>○鵜野森交差点周辺地区にふさわしい秩序ある土地利用及び周辺環境と調和する適切な土地利用を誘導することを目的に策定する土地利用構想について諮るもの。</p> <p>平成30年度の政策会議においては、B・C・D地区のみの事業化に向けた取組について諮っているが、A地区も含め一体的な土地利用を推進するとともに、幹線道路の整備計画との整合を図るため、改めて本地区全体の土地利用構想を策定する。</p>							
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり、上部会議に付議する。							

事案概要 / 事業の実施期間

本地区は、主要駅である小田急線相模大野駅から徒歩圏内であり、県道52号(相模原町田)及び国道16号に面しているが、市街化調整区域となっており、市街化区域である周辺地域との都市計画上の整合が取れていない。また、本地区には、県道52号(相模原町田)を多車線化する構想や主要渋滞箇所である交差点が含まれている。

こうしたことから、本地区について、周辺地域との土地利用及び、幹線道路の整備計画と整合を図り、住居系を基本とする土地利用構想を定め行財政構造改革プランの計画期間内においては、構想を基に本地区の事業化に向けた調査・検討を行う。

○事業スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6
実施内容	<p>(土地利用構想を策定後、実施する調査・検討内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区の街づくり団体を通じて、土地利用や事業手法についての調査、検討を進める。 ・調査、検討にあたっては、民間企業を含めた関係機関の、様々な意見を取り入れながら、構想を基に取組を進める。 ・県道52号多車線化等の幹線道路整備計画について、関係機関と調整を行う。 ・本地区の土地利用や事業手法、幹線道路の整備計画が固まった後、資金計画や事業スケジュールの庁議を実施し、意思決定を行う。 				

○事業経費・財源

項目	補助率/充当率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
事業費(費)		/						
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源								
うち任意分								
捻出する財源								
一般財源拠出見込額								

捻出する財源概要...

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業及び庁議の調整について、土地利用構想(案)の内容のみ調整会議に付議する。
財政課	現時点では、事業経費が不明なため、土地利用構想(案)の内容のみ調整会議に付議する。
都市建設総務室	「土地利用構想(案)の内容」について 調整済
都市計画課	「土地利用構想(案)の内容」について 調整済 市街化区域への編入スケジュール 調整中
交通政策課	「土地利用構想(案)の内容」について 調整済
道路計画課	「土地利用構想(案)の内容」について 調整済 市街化区域への編入スケジュール 調整中

備 考	土地利用構想(素案)については、「鶴野森地区まちづくりを考える会」(A地区関係)及び
	「相模大野・若松地区まちづくりを考える会」(B・C・D地区関係)へ令和元年11月の研究会にて説明済み。

調整会議 結果	<p>・主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的なスケジュール想定はあるのか。 県道52号線整備等の道路計画を含め検討する必要があることから、今の段階では決まっている具体的なスケジュールは無く、構想のみを決定するものである。 ○ 構想を策定するにあたり、法的な位置づけはあるのか。 法的な位置づけはないが、本地区の土地利用の方向性を決定するものである。 ○ このタイミングで構想を策定する理由は何か。 本地区のまちづくりは幹線道路の整備計画等と整合を図る必要があるが、交通協議・国協議に相当の時間を要すると考えている。構想を策定することにより、本地区のまちづくりの絵姿を示し、関係機関との協議を推進していくものである。 ○ 地域への説明はどのように実施しているのか 地区ごとに地権者を主に勉強会を実施している。その中で構想策定についての理解は得られている。 ○ 地域に対し、庁内で決定したあり方について説明をする際には、事前に議会への情報提供をしていただきたい。 ○ 行財政構造改革プランで令和9年度まで事業着手はできないが土地利用構想を策定後は、どのような調査・検討を行うのか。 まずは基盤整備、道路の調整をする必要があるが、交通協議・国協議に相当の時間を要すると考えている。 ○ 行財政構造改革プランとの整合性を図る上で、今回の決定は本地区のまちづくりについて調査・検討をするために、原案のとおり土地利用の構想を定めるに留めることとする。 <p>・結 果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原案のとおり、上部会議に付議する。
------------	--

鵜野森交差点周辺地区の土地利用構想について

本地区にふさわしい秩序ある土地利用及び周辺環境と調和する適切な土地利用を誘導することを目的とし、鵜野森交差点周辺地区（鵜野森A・B・C・D地区）の土地利用構想を策定するもの。

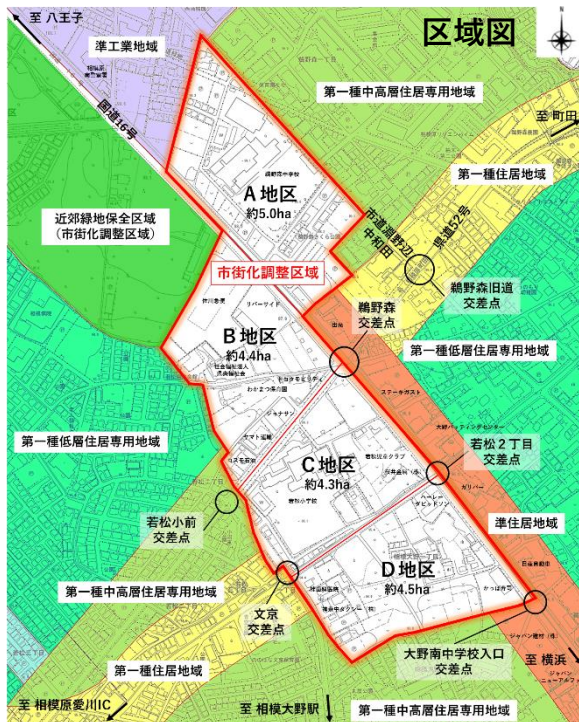
1. 本地区の概要（事業面積：約 18.2ha）

①立地特性

- ・市街化区域に囲まれた市街化調整区域
- ・相模大野駅の北西約 1.4 km の徒歩圏内
- ・県道 52 号と国道 16 号の交差点
- ・圏央道相模原愛川 IC までのアクセスが良好

②幹線道路との関係性

- ・将来的に県道 52 号を多車線化する構想がある。
- ・国道 16 号の主要渋滞箇所を含む。



2. 計画上の位置付け

①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成 29 年 3 月)

「土地利用の検討を進める地区」として位置付けられている。

②未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～(令和 2 年 3 月)

「都市機能の維持・充実と産業・住環境が調和した土地利用の推進（都市的土地利用）」として位置付けられている。

- ・都市機能や居住の適切な誘導を図ることで、人口減少下においても、利便性が高くてぎわいのある市街地を形成する。
- ・市街地における産業と住環境との調和を図りながら、拠点の形成や市街化区域への編入などを進め、財政基盤や都市力の強化などに取り組む。
- ・多様な主体との連携により、地域特性に応じたきめ細かな土地利用の誘導を図る。

③相模原市都市計画マスタープラン（令和2年3月）

「新たな都市づくりを推進する地区」として位置付けられている。

- ・ 周辺の環境に配慮しながら、地域特性に応じた適切な土地利用を誘導する。
- ・ 幹線道路などの沿道では、交通環境や周辺環境との調和を図りつつ、沿道サービス施設や流通業務施設など、当該地区にふさわしい秩序ある土地利用を図る。

3. 土地利用の現状と留意点

A地区：鵜野森中学校や宅地分譲された住宅があり、国道16号沿道では飲食店が立地。（約5.0ha）畑や雑種地などの農林業的土地利用が点在。

都市基盤を補完し、良好な市街地環境が確保できるよう誘導する必要がある。

B地区：幹線道路沿道では物流倉庫や店舗などがあり、幹線道路の裏側には福祉施設が（約4.4ha）立地。北側は近郊緑地保全区域（木もれびの森）に接している。

畑が多く残り、土地利用するには区画道路等の都市基盤の整備が必要である。

C地区：若松小学校が地区の大半を占めている中、畑や雑種地等の農林業的土地利用が（約4.3ha）多く残る。

D地区：国道16号沿道では飲食店などが立地しているが、畑が大半を占め、（約4.5ha）既存住宅が点在しており、区画道路等の都市基盤の整備が不足している。

4. 土地利用構想(案)

- ①国道16号は交通量が多く、慢性的な渋滞が発生していることから、更なる交通負荷を伴うような大規模集客施設の立地を規制する。
- ②周辺の土地利用と調和した良好な住環境の創出を図る「住居系土地利用ゾーン」を基本とする。
- ③国道16号沿道については、現況の土地利用を生かし、交通環境や周辺環境と調和を図りつつ、沿道サービス施設など沿道としてふさわしい土地利用を図る「沿道系土地利用ゾーン」とする。
- ④営農意向を踏まえ、都市農地の保全に配慮する。
- ⑤文教施設の教育環境の維持に配慮する。



※ 都市農地の位置及び規模は参考であり、今後の検討により変更となる場合があります。

5. 事業手法

本地区にふさわしい秩序ある土地利用及び周辺環境と調和する土地利用を誘導する適切な事業手法を検討する。また、幹線道路等の都市基盤整備（区域縁辺部も含む）と整合を図りながら、事業化に向けた検討を行う。

6. 今後の取組

土地利用構想を基に関係機関等との協議や事業手法等の検討を行った後、資金計画及び事業スケジュールの意思決定を行う。

事案調書(決定会議)

審議日 令和3年1月27日

案件名	アートラボはしもとの再整備について					
所管	市民	局区	部	文化振興	課担当者	内線
審議事項	<p>庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論</p> <p>○施設整備の考え方、運営方法、実施事業、配置諸室について ○令和3年度中の実施事項について</p>					
決定会議	○原案のとおり、上部会議に付議する。					
審議結果(政策課記入)	○原案のとおり、上部会議に付議する。					

事案概要 / 事業の実施期間

【事案概要】
 ・施設の老朽化が進む中、より一層市民に親しまれる施設となるよう、用地寄贈の趣旨や再整備費用にかかる調停の経緯、これまでの先進的・実験的な事業展開によるノウハウの蓄積などを踏まえつつ、民間活力の導入により、アートを通じたコミュニティの形成やまちの賑わい作りを推進することを目指し、再整備を行うもの。

【事業の実施期間】
 ・令和3年度に民間事業者並びに内装設計者の公募選考を行う。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○想定事業スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6	R7~
実施内容	(再整備) ・公募仕様書(案)、要求水準書(案)等の庁内調整 ・民間事業者ヒアリング	・民間事業者の公募、選考 ・内装設計者の公募、選考 ・仮事務所へ移転	民間事業者の提案内容等に応じて今後決定			
	(施設運営)	アウトリーチによるワークショップ等を継続実施(現行予算の範囲内で実施)	→			

○想定事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4	R5	R6	R7~
事業費(費)		5,623				
うち任意分		5,623				
特財	国、県支出金	0				
	地方債	0				
	その他	5,623	民間事業者の提案内容等に応じて今後決定			
一般財源		0				
うち任意分		0				
捻出する財源		0				
一般財源拠出見込額		0				

捻出する財源概要...

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7~
実施に係る人工	A	0				
局内で捻出する人工	B	0	民間事業者の提案内容等に応じて今後決定			
必要な人工	C=A-B	0				

局内で捻出する人工概要 ... 必要となる場合は局内全体で捻出する方向で調整中

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	開館時期により調整	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
総合政策部、財政部	事業の方向性について調整済
政策課、財政課	事業の方向性について調整済
経営監理課	公共施設整備に関する事前協議について調整済
管財課	アートラボはしもと用地の貸付時期について調整済
公共建築課	関連経費に係る概算設計について調整済
公園課	再整備に伴う公園整備の方向性について調整済
職員課	職員体制について継続検討
総務法制課、都市計画課、 リニア駅周辺まちづくり課、 緑区役所区政策課	関係課長打合せ会議及び関係課長会議において審議し調整済

備 考	H28.10.25 政策会議（仮称）美術館（橋本）の整備手法（民間活力の導入）の検討について承認
	H30・R1年度 橋本地区における美術施設の整備に関する検討委員会における検討及び建議書の受領
	R2.1.30 政策調整会議 アートラボはしもとの再整備について継続審議
政策調整会議 結果	<p>・主な意見等</p> <p>○ アートラボが立地するエリアは、首都圏南西部の広域交流拠点として都市化に向けた取組が進められていることに加え、周辺には美術系大学も集積していることから、にぎわいの形成に向けて当施設を活用することは有効なものとする。その一方で、エリア一帯の将来的な発展性を見据えると、再整備後の施設で実施する事業は市外からの交流など広域性の視点が乏しいと感じるが、橋本駅周辺のまちの発展性も見据えた事業展開も考えているのか。</p> <p>現在も、八王子市や町田市で活動しているアーティストを巻き込んで事業展開しているが、諸室の規模が小さいため、市内在住の方を中心とした事業しかできていないのが現状である。本件で提案している再整備において、100名程度を収容できる諸室を設けることで、周辺のアート需要を取り込んだ事業展開を進めていきたいと考えている。</p> <p>○ エリア一帯の発展性を考えると、再整備をすることで都市としてのグレードを上げていく面でも大きな要素になると考える。</p> <p>市内のにぎわいづくりを中心とした提案になっているが、今後の事業展開に当たり、都市としての発展性は当然想定している。</p> <p>○ 施設の運営方法として、「これまでの美術系大学からの支援を前提とした運営から、自立した運営を目指して体制を整える」としているが、これまでも美術系大学と連携している中で、こうした考え方を示すことで大学と距離を置くように捉えられないか。</p> <p>美術系大学とは引き続き連携していく方向で調整を進めており、決して距離を置くものではない。再整備後は、大学と市の学芸員が調整しながら対等な関係の中で、主体的に事業を展開していきたいと考えている。</p> <p>○ 隣接する公園はどのように活用する考えか。</p> <p>アートラボに来た方が外でもアートを楽しめるような仕掛けや、アートラボからの出入りが自由になるような形にしていきたいと考えており、そういった点も含めてどのような活用方法があるか、提案を募りたいと考えている。</p> <p>○ あじさい大学との連携について、共生社会の実現という観点を踏まえ、高齢者のほか、障害者との連携も打ち出してもらいたい。</p> <p>現在も障害者向けのワークショップを実施するなど、福祉施設との連携を図っているため、今後の連携内容についても検討を進めていく。</p> <p>○ 民間の建物の一部を使用すると、民間企業が撤退した場合のリスクについても検討しておくべきではないか。</p> <p>民間事業者の都合により、契約期間満了前に契約を解除した場合には違約金が発生することなどを契約書に明記し、撤退した場合のリスクを最小限に抑えていきたいと考えている。</p> <p>○ 文化施設として何を仕様として求めるか、事業者の評価や選定方法の詳細はどのようにするかなどについても、期間をかけて相当程度に詰めておかなければならない。現状では、民間からの提案に委ねている部分が多いと感じ、制度設計について十分な検討がなされているか懸念される。</p> <p>施設内部の仕様については、外部有識者による検討委員会において審議を行うなど期間をかけて検討を進めてきている。また、評価や選定の方法については、評価基準や公平性や客観性の確保等について、今後、有識者による選考委員会を設置し、検討していきたいと考えている。</p> <p>○ 本件では、なぜ官民合築方式を採用しているのか。</p> <p>すでに美術施設の整備に充当できる基金を有している点を踏まえ、基金を頭金として活用しつつ、資金調達上有利な市債を併用することで財政負担の軽減を図るため、官民合築方式を採用したものである。また、借地権を設定して民間事業者と契約することにより、将来的には税収の増加も見込まれる。</p> <p>○ 再整備に向けて検討する方向性については、市として決定しているのか。</p> <p>市美術館基本構想を策定した際に、現在のアートラボの機能を継承しつつ再整備を行うことや、民間活力の導入について検討を進めることについては過年度の庁議で決定しており、本案件を進めていくことは問題ないと判断している。</p> <p>○ 再整備を行う施設は首都圏南西部の広域交流拠点を形成していくエリアにあり、大型商業施設が隣接していることも踏まえると、そこにどのような建物ができるかという点は市として大変重要となる。まちの将来像も含めてよく考えなければならないのではないかと。</p> <p>施設の再整備を通じて橋本駅周辺のまちづくりにつなげていきたいという思いは市民局としても持っているが、まちづくりから考えてそこに何が必要かという議論では、局の域を超えてしまう。橋本駅周辺のまちづくりをどのようにするかという視点での検討も必要と考える。</p> <p>○ 橋本駅周辺のまちづくりや行財政構造改革プランの策定、公共施設マネジメントの取組などの状況を勘案し、結論は保留させていただく。局の域を超える議論となっているので改めて議論させていただきたい。</p> <p>・結果</p> <p>継続審議</p>

アートラボはしもとの再整備について

令和3年1月27日
 決定会議
 市民局文化振興課

(1) 事案概要・課題・検討経過

施設の老朽化が進む中、より一層市民に親しまれる施設となるよう、用地寄贈の趣旨や再整備費用にかかる調停の経緯、これまでの先進的・実験的な事業展開によるノウハウの蓄積などを踏まえつつ、民間活力の導入により、アートを通じたコミュニティの形成やまちの賑わい作りを推進することを目指し、再整備を行うもの

【背景（施設や地区の特徴）】

- ・平成24年に寄贈を受けた旧マンション販売センターの土地・建物を活用し開所
 （延床：1,773㎡、敷地：3,660㎡、年間実施事業数：約25事業、利用者数：約16,000人）
- ・アートに関する教育普及等を行う参加型美術施設として、対外的にも高い評価を得ている
- ・橋本地区周辺には美術系大学やアーティストが多く在住・在学。全国的にも例のないエリア



＜主な課題＞

- 土地は文化施設用として平成23年に、また、整備資金は調停による解決金として平成29年に民間事業者よりそれぞれ受領済
- 寄贈を受けた建物をそのまま利用しているため設備など既に老朽化、バックヤードの不足
- 旧マンション販売センター諸室が残っているため実施事業が制約されている など

<日付>	<内容>
H28.5	相模原市美術館基本構想策定（仮称）美術館（橋本）：文化創造・発信や教育普及等を実施
10	政策会議 【結果】整備にあたり民間活力導入の検討を進めることを決定
H29.9	サウンディング型市場調査 【結果】6社が参加し3社から具体的提案有（民間活力の導入が可能と判断）
H30～R1	橋本地区における美術施設の整備に関する検討委員会（後継施設の役割、改善・充実の方向性、配置諸室等を検討）
H30.8	後継施設の整備に向けた市民意見の募集 【結果】34人・85件（市HP：18人・33件、関係者等：16人・52件）
H31.1	アートラボはしもと事業評価委員会 【結果（主な意見）】ラボ（研究所）として実験的な事業に取り組む姿勢を継承すべき
R1.10	橋本地区における美術施設の整備に関する検討委員会より建議書を受領

(2) 建議書を踏まえた後継施設の方針

建議書の概要

現行施設の先進的な活動を高く評価しつつ、以下の内容を建議

- 後継施設の役割 ⇒ 幅広い市民が気軽にアートに触れ、学ぶ機会を創出することを目指し、現施設の機能を継承することが望まれる文化活動のハブとなり、ラボ（研究所）として先進的・実験的な取組みを行うことが望まれる
- 後継施設の名称 ⇒ 教育普及機能を中心であるため、**美術館という名称は用いず、引き続きアートラボはしもととする方が相応しい。**
- 実施する事業 ⇒ 事業参加者層・施設利用者層の拡大、連携先の拡充、情報発信・人材育成の充実、民間活力の導入、年間を通してアートに触れられる仕組み、専門性の高い事業等の一部有料化を検討すべき
- 諸室や設備 ⇒ 現施設の諸室に分散する機能を集約し、効率的な運営が可能な施設にすべき。
- 運営体制 ⇒ 専門職員の充実と一部事業の委託化を検討すべき。外部評価委員会を設置し定期的な評価を受けるべき。
- 事業者募集条件 ⇒ アートラボと民間施設との親和性や公益性、相乗効果などを考慮し公募条件を設定すべき。

<対策>

再整備後の施設がより一層市民に親しまれるよう、**現行の教育・普及に特化した施設特性を継承しつつ、アートを通じたコミュニティの形成やまちの賑わい作りを推進することを目指し、再整備を実施**する。なお、民間活力の導入により財政負担の軽減を図り、官民の両施設が連携し互いに相乗効果を発揮することを目指す（展示機能を中心としたいわゆる「美術館」とはしない）

後継施設の方針

「アートラボはしもと＝アートの教育普及の拠点」

- 地域特性や全国的にも注目される施設の特徴を活かし、アートの学びを創造する場として、さがみはらアートフィールドの教育普及の核となる。
- リニア中央新幹線駅の設置により広域交流拠点の核となる橋本地区において、アートによる交流と連携により新たな価値の創造と発信に取組む。
- 民間活力の導入により土地利用の複合化、高度化を進めることにより地域の賑わいづくりに寄与するよう配慮する。

- 事業目標 1：アートによるワークショップなどを通じて幅広い世代の市民が美術を体験する場を施設内にとどまらず市内の各地に展開する
- 事業目標 2：様々な主体との協働や異分野との連携を進め、アートを通じたコミュニティの形成やまちの賑わい作りを推進します
- 事業目標 3：地域の若手アーティストを支援するとともに美大生に活動の場を提供し、アートに関わる人材を育成する

(3) 施設整備の考え方、運営方法、実施事業想定、想定配置諸室

<施設整備の考え方>

- 小規模の部屋を集約し事業の受入れ可能人数を拡大する。（面積は公共施設マネジメントの方針を念頭に、1,773㎡から1,200㎡程度へ縮小）
- 各部屋の有している機能を基本的に引き継ぎ、引き続き現在の事業展開が可能な施設内容とする。
- バックヤードや新たな事業の実施に必要な設備を追加する。（隣接公園も施設の付帯部分として、一体的な活用が図れるよう整備）
- 市民が集い、アートを通じた活発な交流が生まれる施設を目指す。

<施設の運営方法>

- 後継施設は条例に基づく施設とする。WSの実施等ソフト事業については、これまでの先進的取組により、本市学芸員にノウハウが蓄積されていること、現状委託できる受け皿が存在しないことなどから直営とするが、施設管理については、複合施設全体での効率的な運用が図られるよう委託化を積極的に推進する。

（後継施設の開設準備やコーディネート事業等の企画立案・運営及び専門機材の管理等を行う観点から開館前年度から学芸員を増員する。なお、開設後は運営補助等を行う市民ボランティアの活用を図る。）

<実施事業想定（※開館初年度の事業見込数：30事業程度）>

【現状】	見る	創作作品の展示（絵画、工作物、映像作品など）、アーティスト等のパフォーマンスアーツ（演劇、ダンスなど）
	創る	美大生、地域住民等を講師とする親子向け、幼児向けなどのアート体験ができるWS
	交流	市内及び近郊の若手作家スタジオの一斉公開とバスツアー、小物など美大生の作品販売（イベント時）
+		
【整備後】	学ぶ繋がる	専門家に社会人向けWS、アーティスト等が制作現場を公開する公開制作 大学・美大生や作家等と、市民・団体を結びつけて事業化するマッチング機能の強化

施設、設備、体制の整備によりアートプログラムを充実

<想定配置諸室>

スタジオ 《活動発表の場》	市民が参加できるWSや公開制作、企画展示、パフォーマンス公演等を実施（大・小2部屋程度。収容人員100名程度を想定（※現行最大30名））
ロビー兼展示・情報発信コーナー・交流スペース 《発信交流の場》	創作作品等の展示、アート情報等の入手、交流スペースの設置により、いつでも誰でも気軽に立ち寄り、アートに触れることが可能
作業室・ワークコーナー 《創作活動の場》	工作プログラムなどを実施し、市民の創作意欲を高める

運用可能なよう一体的に各部屋を配置

(4) 事業スケジュール

令和3年度は、民間事業者の公募・選考、内装設計者の公募・選考、仮事務所への移転、内装設計者と市民によるワークショップを実施

参考

<想定される事業スケジュール>

時期	内容
令和4年度	設計協議・建築確認、現施設の解体工事、後継施設部分内装工事設計
令和5～6年度	建設工事、後継施設部分床面積の買取又は賃貸借契約、公園整備、事務所移転
令和7年度以降 (2025年)	後継施設供用開始（リニューアルオープン）

※社会情勢、市の財政状況、民間事業者の提案内容等に応じ、変更となる可能性有

<想定している整備手法>

- ・後継施設の方針や施設整備の考え方を踏まえて、建設する施設の条件等を設定し、民間事業者を公募
- ・土地は市が所有したまま民間事業者に貸し付け、民間事業者が複合施設を整備した後、市が後継施設部分を買取又は賃借し、仕上げや設備に係る工事を施工（別途、後継施設部分の内装工事について設計者を公募）
- ・公募条件として、民間施設部分については地区計画に規定する範囲内とするが、民間施設には後継施設と相乗効果のある機能を導入することが望ましい旨等を記載
- ・民間事業者の選考委員会は公正性を確保するため、外部有識者のみで構成し、内容面と価格面から評価する

第6回 決定会議 議事録

令和3年1月27日

1 次期一般廃棄物最終処分場整備事業にかかる基本構想の策定及び候補地選定の進め方について

【資源循環部】

(1) 主な意見等

- 環境省指針で、期間の目安が15年とされている理由はあるのか。
理由について明確に示されていないが、ごみ削減意識低下への懸念、施設整備規模を定め交付金拠出に限度を講じている等の理由があると思われる。
- 用地取得は国庫補助対象となるのか。
施設整備に係る補助であり、対象にはならない。
- 埋立面積の算定に当たり、掘削の深さに基準はあるのか。深く掘削することで埋立容量を増やすことが可能ではないのか。
深さの基準はなく、深く掘削することで埋立容量を増やすことは可能である。しかしながら、容量を増やすために深く掘削すると、土圧に耐えうる構造物の整備が必要になり経済的でなく、すり鉢状に掘削することが多くの最終処分場で採用されている。掘削の深さは処分場の面積にもよるが、埋立容量が同規模の他市事例から平均すると10m程度となる。
- 選定委員会に市民意見を取り入れるのであれば、委員公募を検討することが良いのではないか。
どのように市民意見を取り入れるかについて再考する。
- 施設整備に当たり、地域への説明は丁寧に実施いただきたい。

(2) 結果

- 原案のとおり、上部会議に付議する。

2 南清掃工場延命化計画の策定及び同計画に基づく基幹改良工事の実施について

【資源循環部】

(1) 主な意見等

- 令和元年度に作成した長期財政収支算定のために提出された事業費と今回の事業費が相違している要因は何か。

長期財政収支算定時には北清掃工場基幹的設備等改良事業の事業費で算出していたが、今回は具体的に南清掃工場の改良工事対象を定め、試算しているためである。

- 市民生活の継続に必須な事業と考えられるが、財政収支が厳しい中、他の事業との調整や財源確保などが必要となってくることを理解いただきたい。
- 今後の人口減少を見込んだ廃棄物処理計画になっているのか。処理能力で見ると過大とも取れるため、ダウンサイジングの検討は出来るのか。
施設更新検討において、人口減少によるごみ総量の減少状況等により、整理していく方針である。
- 最終的には北清掃工場と南清掃工場の統合も考えているのか。
単純な処理能力だけでなく、工場が別の場所に2つあることで災害時対応や急な施設故障など、緊急時のバックアップとしての側面がある。仮に市外での処理となった場合には自前施設での処理費用に比べて、多額の委託料が発生する等、集約によるリスクもある。人口減少や広域的なごみ処理等の様々な要因を加味しながら慎重に検討していく必要があると考えている。
- 契約手法は随意契約でよいのか。
機械に使われる特許技術や性能保証担保の問題があるため、競争入札としても整備した事業者以外の入札は無いと考えている。
- 入札結果は特定1社となるとのことであるが、当初の契約方法の選択については検討いただきたい。
仮に競争入札を実施して他の事業者が落札した場合、性能保証が担保できなくなるリスクがある。施設の特性上、長期安定した施設維持が必要と考えており、随意契約にて対応したいと考えている。

(2) 結果

- 原案のとおり、上部会議に付議する。

3 鵜野森交差点周辺地区（鵜野森A・B・C・D地区）の土地利用構想について

【まちづくり事業部】

(1) 主な意見等

- 県道52号の整備スケジュール等は今回の土地利用構想に拘束されないものと理解してよいか。
本構想はスケジュールや具体的事業を決定するものでなく、あくまで将来のまちづくり構想を定めるものである。
- 地域や関係部署との更なる調整を進めるためのものとの理解でよいか。
その通りである。実現の可能性を探るための構想であり、法的に策定するものと定められてはいない。

- まちづくりは、地元住民、地権者、関連する機関等との綿密な連携、時間をかけた協議、様々な調整が必要となってくる。まちづくり構想について市全体での意思決定がない中で、協議や調整だけを進めることはリスクを伴うことから、具体的な調整や協議が始まる前に決定しておくことが重要であると考え。
- 平成30年に一般保留フレーム(鶉野森B・C・D地区)の事業化に向けた検討を進めることとしているが、本構想では、A地区を含めていること、幹線道路(県道52号)を踏まえるという点は非常に重要な変更点であると考え。
- 市民との調整状況はどうなっているのか。
過去には、地権者の同意が得られず市街化編入を断念した経過はあるが、近年は概ね半分程度の同意が得られていると考えており、これまで、市による説明会や地権者組織による勉強会が開催されている。

(2) 結果

- 原案のとおり、上部会議に付議する。

4 アートラボはしもとの整備について

【市民局文化振興課】

(1) 主な意見等

- 複合施設の整備に当たり提示する事業者の公募条件によって、応募者に縛りを生む可能性があることから慎重に検討していただきたい
民間事業者へのヒアリングを進める中で、様々な提案が出される見込みである。そのため、公募仕様書や要求水準書において、施設整備に係る諸条件を明確にする必要があることから、関係機関との調整を行いながら慎重に検討を進める。
- 民間活力の導入に当たっては、特定の手法が定まっているわけではなく、様々な方法が考えられることから、発注者(市)の裁量が大きくなることを踏まえて十分に検討してほしい。

(2) 結果

- 原案のとおり、上部会議に付議する。

以上